

新潟医療福祉大学動物実験委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学動物実験実施規程第4条第2項に基づき設置された、新潟医療福祉大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）における動物実験が新潟医療福祉大学動物実験実施規程（以下「実施規程」という。）に基づき適正に行われることを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が法令及び指針等並びに本規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員により構成する。

- (1) 動物実験等に関する優れた識見を有する者 複数名
- (2) 実験動物に関する優れた識見を有する者 複数名
- (3) その他学識経験を有する者 若干名

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は学長が指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は議長として、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任することができる。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、第6条の委員構成を考慮の上、学長が補充する、ただし、

その任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 委員長は書面若しくは電子メールによる審議をもって、委員会の開催に代えることができる。
- 3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 実験計画の審査の判定は、出席委員の合意によるものとし、判定は次の号に掲げる表示による。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 修正若しくは変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

- 5 委員会が必要と認めたときは、委員会に学内外の有識者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。
- 6 委員会は、審査経過および判定を記録として保存し、必要と認めたときは公表することができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、事務局総務部研究支援課において処理する。

- 2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(審査)

第9条 委員会は、動物実験責任者が申請した動物実験計画書が、動物実験に関する法令等および実施規程に適合しているかどうか審査しなければならない。

- 2 委員は、自己の実験計画に係る審査に関与することはできない。

3 委員は、審議に関わった実験計画書の適切な管理に努め、知り得た情報を第三者に漏洩しない。

(審査結果の通知)

第10条 委員長は、審議終了後速やかに、実験計画の審査結果を申請者に通知しなければならない。

(審査結果の承認・報告)

第11条 委員長は、審議終了後速やかに、実験計画の審査結果を学長に報告し承認を得な

ければならない。

- 2 委員長は、申請結果については、必要に応じて研究・産官学連携推進機構運営委員会、教授会および研究科委員会に意見を求めることができる。
- 3 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を研究・産官学連携推進部を通じ、研究・産官学連携推進機構運営委員会に、また必要に応じ総務会または大学院委員会または教授会または研究科委員会に報告する。

(指導・助言等)

第12条 委員会は、適正な動物実験の実施について、必要に応じ実施者に対して指導・助言・勧告等を行う。

- 2 委員会は、不適切な動物実験の実施事例をみつけた場合、学長または研究・産官学連携推進機構運営委員会または総務会または大学院委員会または教授会または研究科委員会に報告し、事例に対し適切に対処する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行うものとする。

(附則)

この規程は、平成22年8月4日から施行する。

新潟医療福祉大学動物実験委員会規程の施行にあたり、新潟医療福祉大学動物実験規則を廃止する。

(附則)

この規程は、平成23年10月5日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、2024年8月1日から施行する。